

新潟市児童相談所一時保護所第三者評価結果報告書

令和5年12月14日

総 評

1 住環境の整備

増築した一時保護所は、食堂、学習室、運動場などの共有スペース、女児、男児の居住フロアを設けている。子どもの生活するフロアでは、二つのユニットがスタッフルームを中心に動線のよい配置となっている。また、子どもの行動を観察しやすい視覚的な工夫がある。

ほぼ全員が個室になっているものの、居室には個人の所持品などは少なく、子どもの生活場所としては一層の配慮が必要である。このことはトラブルを回避する目的での工夫かと思われるが、子どもが安心して居場所を感じる個室のあり方について今後の検討に期待する。

2 支援体制の充実と人材育成

課長のもと、室長と係長が配置され、業務の充実に取り組んでいる。日々の業務の引継ぎでは、子どもの状況等について丁寧で適切な情報共有が行われている。人材の確保が困難な現状で、現任者の教育体制もままならないなか、日々の記録の共有あるいは話し合いによって、一人ひとりの子どもを大切にして支援の質を高める工夫がみられる。今後さらに充実した支援のための人員の確保と人材の育成については、引き続き努力の必要な事項である。

3 子どもの権利擁護についての取り組みなど

被措置児童等虐待については対応マニュアルがあるが、権利侵害については明示されていない。また、被措置児童等虐待については、職員に相談できることや児童相談所等に通告・届出ができることについて子どもに説明していない点がある。今後、子どもの権利ノートの導入や子どもの権利擁護に関するマニュアルの整備及び子どもの権利擁護に関する支援について協議するなど、一定の支援の確保に向けた検討に期待する。

また、現在、一時保護業務に関するマニュアルが作成されているが整理されていない。上記のマニュアルの整備に合わせて、新潟市児童相談所の一時保護業務の理念などを含むマニュアルとしての整理に期待する。

<今後期待される点>

1 定員数に応じた適切な運営について

一時保護所は昨年度末に増築され、定員分の個室を確保したことで一人一部屋の開放的環境となっている。しかし、定員を超過することが常態化しており、定員を超えた受入れを行う場合には、相部屋等により対応している。その際には安全を確保し、子どもの年齢や適性に配慮した支援が行われているが、定員数に応じた運営が行われることが望まれる。

2 各種会議や研修による一時保護所職員の質の向上について

直接支援職員等の各職員の役割が明確化されているが、多様な子どもの支援を行うための職員研修に参加できる機会が不足していることに加え、スーパーバイズを行う職員も少ない。一時保護所が必要とする人材を明確化し、外部からのスーパーバイズを受けるなど、一時保護所全体の人材育成や支援の質の向上のための取り組みが実践されることに期待する。また、一時保護を行うにあたっての理念や基本方針について、職員に周知が図られているが、なお一層、職員間で共有されることに期待する。

3 子どもの権利擁護の取り組みについて

一時保護された子どもに対して、子どもの権利について説明するための実用的な規程・マニュアル、説明用のツール等が十分でないため、今後、子どもの権利ノートの導入や子どもの年齢発達に応じた分かりやすい相談先等を明示したツールの作成に期待する。

また、一時保護の解除時には、子どもに今後の支援の内容や相談できることを伝えているが、子どもへの説明は担当児童福祉司により異なり、今後、統一したツールの作成に期待する。

<実施期間> 令和5年8月24日～令和5年10月19日

【評価実施機関】 特定非営利活動法人あいおらいと